電子処方箋
が始まりました

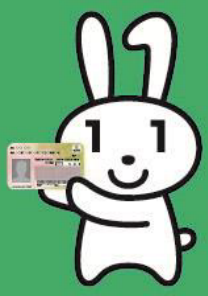

患者さんが電子処方せんを選択し、
医師・歯科医師・薬剤師が患者さんの
お薬情報を参照することに対して、同意することで、
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報に
もとづいた医療を受けられるようになります。
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけではなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）ことができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

より安心安全な医療のために

お薬情報の提供の同意にご協力ください

マイナンバーカードで医療機関・薬局の受付を行う際、
顔認証付きカードリーダーで「**過去のお薬情報の提供**」に
同意することで、安心安全な医療につながります。

受付時に「同意する」を選択した場合

受付時、顔認証付きカードリーダーで「過去のお薬情報の提供」に**同意する**と

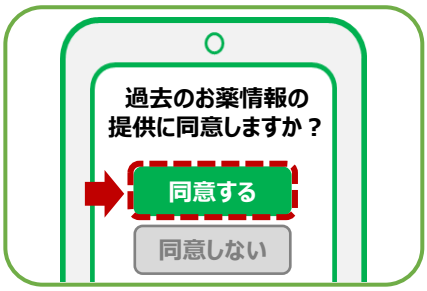

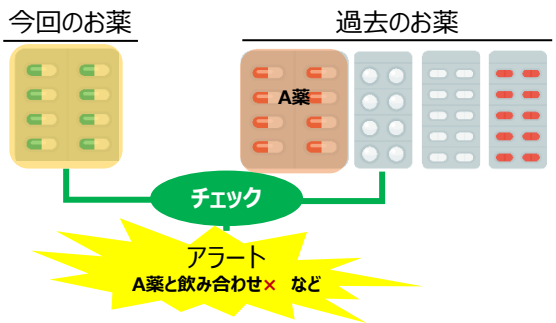

どのお薬に問題があるか分かる

今回のお薬はA薬と一緒に服用すると副作用がでる恐れがあるので、別の成分のお薬に変更しましょう。

医師・歯科医師・薬剤師

医師・歯科医師・薬剤師は、**他に飲んでいる薬を確認でき**、今回の薬と飲み合わせなどの問題があれば**処方の変更**など行えるため、**安心安全な医療につながります。**

受付時に「同意しない」を選択または、資格確認書/健康保険証で受付した場合

「過去のお薬情報の提供」に**同意しない**場合、または、**健康保険証で受付**した場合

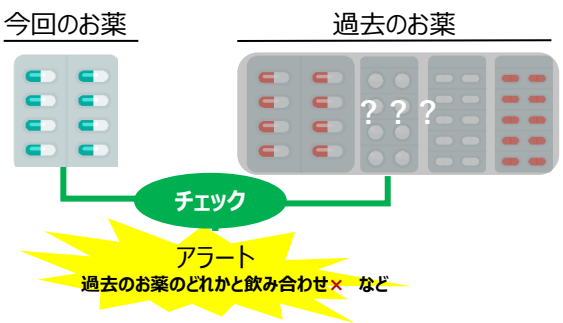

どのお薬に問題があるか分からない

今飲んでいるお薬と飲み合わせがわるいようだけど、飲んでいるお薬がわからないから、どうしたらよいのか・・・

医師・歯科医師・薬剤師

「他に飲んでいる薬と飲み合わせが悪い」「同じ効き目の薬の飲み過ぎになる」ことを検知できても、**飲んでいるお薬を確認できないため、対処方法を判断できません。**

より安心安全な医療を提供するため、
受付時に同意をしなかった場合でも、医師等から、診察室等で
お薬情報の提供の同意を再確認をすることがあります。
何卒ご協力ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは国民向けホームページをご覧ください。

電子処方せん

より安心安全な医療を提供するために

お薬情報の提供に同意いただくことで、服用中のお薬と飲み合わせの悪いお薬※1 、同じ効き目のお薬※2が処方・調剤されること、それらによる**副作用の発現を防止できます**。

※1：お薬の飲み合わせが悪いお薬を併用禁忌・併用注意（へいようきんき・へいようちゅうい）薬といいます。
併用禁忌・併用注意があると、副作用が出たり、お薬の効き目が弱くなることがあります。
※2：同じ効き目のあるお薬を処方・調剤することを重複投薬（ちょうふくとうやく）といいます。
重複投薬があると、副作用が出たり、医療費の負担にもつながります。

よくあるご質問

Q1. お薬情報の提供に口頭で同意すると、医師等にはどのような情報が見えますか？

A. 医師・歯科医師・薬剤師は、今飲んでいるお薬のうち、**新たに処方・調剤されるお薬と、「飲み合わせが悪い」「同じ効き目のお薬の飲み過ぎの可能性がある」お薬の情報のみ**を確認することができるようになります。
なお、同じ効き目のお薬の飲み過ぎなどの恐れが検知された場合にのみ、飲んでいるお薬の確認を行います。

Q2. 一度同意すると、医師等は私のお薬情報をずっと閲覧できますか？

A. いいえ。受付時に顔認証付きカードリーダーで同意した場合も、診察室等で口頭で同意した場合も、医師・歯科医師・薬剤師は、同意後一定時間に限ってお薬情報を確認できます。次回受診時には、再度、同意・不同意の選択ができます。

Q3.必ず同意しなければいけませんか？

A. いいえ。同意しないことも可能です。ですが、「飲み合わせが悪いお薬」「同じ効き目のお薬の飲み過ぎの可能性」が生じているため、医師らがお薬情報を閲覧することに同意いただけないか改めて確認していることをご理解ください。

Q4. 受付時に、顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを使って、「過去のお薬情報の提供」に同意するのと何が違いますか？

A. 医師らが確認できる情報の範囲が異なります。受付時に「過去のお薬情報の提供」に同意いただくと、同じ効き目のお薬の飲み過ぎなどの恐れが検知された場合に限らず、医師らは、**患者さんが概ね過去１ヶ月（電子処方せん対応施設は直近）～最大５年の間に処方・調剤されたお薬情報など**を網羅的に確認できるようになります。患者さんの状態をより正確に把握でき、**より良い医療を提供するためにとても役立ちます。**

より良い医療のため、マイナンバーカードで「過去のお薬情報の提供」に同意いただくことが大切です